〇宇美町水道水源保護条例
(平成元年12月27日条例第36号)
改正
平成7年10月2日条例第24号

(目的)
第1条　この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づき、本町の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水質を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　水源　法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域で水道の源水の取入れに係る区域をいう。
(2)　水源保護地域　本町水道に係る水源及びその上流地域で、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が指定する区域をいう。
(3)　対象事業　別表に掲げる事業をいう。
(4)　規制対象事業場　対象事業を行う工場その他の事業場のうち、水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある工場その他の事業場で、第8条第3項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。

(本町の責務)
第3条　本町は、水源の保護に係る施策を実施しなければならない。

(管理者の責務)
第4条　管理者は、水源の水質の保全に努めなければならない。

(住民等の責務)
第5条　何人も、本町が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

(水源保護地域の指定)
第6条　水源の水質保全のため、水源保護指定地域は次のとおりとする。
(1)　安光池取水地域
(2)　宇美川と極楽寺川の合流地点上流
(3)　仲山川道坂砂防堰上流
2　管理者は、第1項の規定により、水源保護地域を指定したときは、その旨を直ちに公示するものとする。
3　前2項の規定は、管理者が水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合についても準用する。

(規制対象事業場の設置の禁止)
第7条　何人も、水源保護地域のうち、本町の区域内において、規制対象事業場を設置してはならない。

(事前の協議及び措置等)
第8条　本町の区域内において、対象事業を行おうとする者(以下「事業者」という。)は、あらかじめ管理者と協議を行うこととする。
2　管理者は、事業者が前項の規定による協議を行わない場合は、当該事業者に対し、期限を定めて当該協議をし、又は当該措置を採るよう勧告するものとする。
3　管理者は、第1項の規定による協議の申出があった場合において、協議を行い、規制対象事業場と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

(一時停止命令)
第9条　管理者は、事業者が前条第2項の規定による勧告に従わないときは、事業者に対し、期限を定めて対象事業の実施の一時停止を命ずることができる。

(措置要請)
第10条　管理者は、水源保護地域のうち、本町の区域外において、対象事業を行おうとするものがあるときは、関係地方公共団体に対し、適当な措置を採ることを要請するものとする。

(広域水源保護の相互協力)
第11条　本町は、広域水源保護のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体等に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項に規定する協議会の設置その他の協力を要請するものとし、関係地方公共団体等から本町に対し、当該協力の要請があったときは、これに応ずるものとする。

（委任）
第12条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

（罰則）
第13条　次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。
　(1)　第7条の規定に違反した者
　(2)　第9条の規定による命令に違反した者
第14条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金を科する。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成7年10月2日条例第24号）
この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）
対象事業
1　　産業廃棄物処理業
2　　その他水質汚濁を招くおそれのある事業

宇美町水道水源保護地域図